

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

のために届け出た届出書の写しを添付させること。

- ⑭ 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、11⑩を準用されたい。
- ⑮ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。
- ⑯ 「介護医療院」に係る届出をした場合は、②、③、④（介護支援専門員に係る届出を除く。）、⑤から⑦まで及び⑨から⑮までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。

#### 16 特定施設入居者生活介護

- ① 「施設等の区分」については、有料老人ホームの場合は「有料老人ホーム」と、軽費老人ホームの場合は「軽費老人ホーム」と、養護老人ホームの場合は「養護老人ホーム」と、各々について「介護専用型」と「混合型」とを区別して記載させること。
- ② 「人員配置区分」については、指定居宅サービス基準第192条の2に規定する事業所の場合は「外部サービス利用型」と、それ以外の事業所の場合は「一般型」と記載させること。
- ③ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第175条に規定する員数を配置していない場合に欠員該当職種を記載させること。
- ④ 「身体拘束廃止取組の有無」については、大臣基準告示第42号の2に該当する場合に「減算型」と記載させること。
- ⑤ 「入居継続支援加算」については、居宅サービス単位数表注5に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑥ 「生活機能向上連携加算」については、居宅サービス単位数表注6に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑦ 「個別機能訓練体制」については、居宅サービス単位数表注7に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑧ 「夜間看護体制」については、居宅サービス単位数表注8に該当する場合に「あり」と記載させ、かつ、その場合は（別紙9）「夜間看護体制に係る届出書」を添付させること。

#### 14 特定施設入居者生活介護

- ① 「施設等の区分」については、有料老人ホームの場合は「有料老人ホーム」と、軽費老人ホームの場合は「軽費老人ホーム」と、養護老人ホームの場合は「養護老人ホーム」と、各々について「介護専用型」と「混合型」とを区別して記載させること。
- ② 「人員配置区分」については、指定居宅サービス基準第192条の2に規定する事業所の場合は「外部サービス利用型」と、それ以外の事業所の場合は「一般型」と記載させること。
- ③ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第175条に規定する員数を配置していない場合に欠員該当職種を記載させること。
- ④ 「個別機能訓練体制」については、居宅サービス単位数表注4に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑤ 「夜間看護体制」については、居宅サービス単位数表注5に該当する場合に「あり」と記載させ、かつ、その場合は（別紙9）「夜間看護体制に係る届出書」を添付させること。
- ⑥ 「看取り介護加算」については、居宅サービス単位数表二に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑦ 「認知症専門ケア加算」については、大臣基準告示第42号イに該当する場合は「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。なお、平成27年9月30日までの間にあっては、必要な研修の受講を申し込んでいる者がいる場合

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

- |  |  |
|--|--|
| <p>⑨ 「若年性認知症入居者受入加算」については、居宅サービス単位数表注9に該当する場合に「あり」と記載させること。</p> <p>⑩ 「看取り介護加算」については、居宅サービス単位数表ホに該当する場合に「あり」と記載させること。</p> <p>⑪ 「認知症専門ケア加算」については、大臣基準告示第42号イに該当する場合は「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。なお、平成27年9月30日までの間にあっては、必要な研修の受講を申し込んでいる者がいる場合にあっては、受講申込書の写しを添付させること。</p> <p>⑫ 「サービス提供体制強化加算」については、居宅サービス単位数表トに該当する場合に「あり」と記載させ、かつ、その場合は（別紙12-14）「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。</p> <p>⑬ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。</p> <p>17 特定施設入居者生活介護（短期利用型）</p> <p>① 特定施設入居者生活介護（短期利用型）については、施設基準第22号に該当する場合に記載させること。</p> <p>② 「施設等の区分」については特定施設入居者生活介護と同様であるので、16①を準用されたい。</p> <p>③ 「職員の欠員による減算の状況」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、16③を準用されたい。</p> <p>④ 「夜間看護体制」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、16⑧を準用されたい。</p> <p>⑤ 「若年性認知症入居者受入加算」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、16⑨を準用されたい。</p> <p>⑥ 「サービス提供体制強化加算」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、16⑫を準用されたい。</p> <p>⑦ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。</p> <p>⑧ 一体的に運営がされている「特定施設入居者生活介護」に係</p> | <p>にあっては、受講申込書の写しを添付させること。</p> <p>⑧ 「サービス提供体制強化加算」については、居宅サービス単位数表ヘに該当する場合に「あり」と記載させ、かつ、その場合は（別紙12-14）「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。</p> <p>⑨ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。</p> <p>15 特定施設入居者生活介護（短期利用型）</p> <p>① 特定施設入居者生活介護（短期利用型）については、施設基準第22号に該当する場合に記載させること。</p> <p>② 「施設等の区分」については特定施設入居者生活介護と同様であるので、14①を準用されたい。</p> <p>③ 「職員の欠員による減算の状況」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、14③を準用されたい。</p> <p>④ 「夜間看護体制」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、14⑤を準用されたい。</p> <p>⑤ 「サービス提供体制強化加算」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、14⑧を準用されたい。</p> <p>⑥ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。</p> <p>⑦ 一体的に運営がされている「特定施設入居者生活介護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。</p> |
|--|--|

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

#### 18 居宅介護支援

- ① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2⑥を準用されたい。
- ② 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。  
また、「規模に関する状況」については、施設基準第46号に該当する場合に、「該当」と記載させること。
- ③ 「特定事業所加算」については、大臣基準告示第84号のイに該当する場合は、「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は、「加算Ⅱ」と、同号ハに該当する場合は、「加算Ⅲ」と記載させること。また、「特定事業所加算Ⅳ」については、平成31年度以降に該当する場合は「あり」と記載させること。なお、「特定事業所加算」及び「特定事業所加算（Ⅳ）」のいずれについても、（別紙10—2）「特定事業所加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書（居宅介護支援事業所）」を添付させること。
- ④ 「ターミナルケアマネジメント加算」については、大臣基準告示第85号の3に該当する場合に「あり」と記載させること。なお、（別紙10—2）「特定事業所加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書（居宅介護支援事業所）」を添付させること。

#### 19 介護福祉施設サービス

- ① 「施設等の区分」については、指定介護老人福祉施設であって「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設でないもののうち、施設基準第47号イに該当する場合は

#### 16 居宅介護支援

- ① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2②を準用されたい。
- ② 「特定事業所加算」については、大臣基準告示第84号のイに該当する場合は、「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は、「加算Ⅱ」と、同号ハに該当する場合は、「加算Ⅲ」と記載させること。なお、（別紙10—2）「特定事業所加算に係る届出書（居宅介護支援事業所）」を添付させること。
- ③ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑥を準用されたい。  
また、「規模に関する状況」については、施設基準第46号に該当する場合に、「該当」と記載させること。

#### 17 介護福祉施設サービス

- ① 「施設等の区分」については、指定介護老人福祉施設であって「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設でないもののうち、施設基準第47号イに該当する場合は